

本稿は、12月4日に行われた「自治労連22国民春闘討論集会」における学習会の内容を編集部責任で編集し掲載したものです。

コロナ不況から、雇用と暮らしを守るために ～社会的な賃金闘争の意義～

静岡県立大学短期大学部准教授
中澤秀一

はじめに

2010年、静岡県評の林克議長（当時）に頼まれ、生計費調査を始めました。そのあと、国の補助金である科学研究費を得て、2015年から調査を継続しています。今は大阪、兵庫、岐阜、高知と調査を行ってします。この間、最低生計費試算調査を10年以上取り組み、自治労連の各地方で協力いただき感謝申し上げます。

きょうはその調査結果もふくめ、このコロナ不況からどうやって私たちの雇用、暮らしを守るのかということで、テーマとして社会的な賃金闘争の意義について話をいたします。まず、下記の問題を見てみましょう。

Q. 次の文章の（ ）内に適する言葉を入れてください。

人事院が毎年国家公務員の給与勧告を行う際に、参考資料として算定する（ ）により、平均的な生活費を調べることができます。（ ）とは、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものです。

この問題の答えは、（標準生計費）です。

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,060	48,180	56,270	64,360	72,460
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
雑費Ⅰ	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
雑費Ⅱ	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790

人事院の参考資料の第28表「費目別、世帯人数別標準生計費（令和3年4月）」では、1人～5人世帯まで、各世帯、費目ごとに出て、1人世帯合計が114,720円、5人世帯は合計232,790円、標準的な生計費として公表されています。

標準生計費は、さまざまな賃金決定に使われていて、国家・地方公務員にとどまらず、人勸準拠の多い政府関係機関職員、農協職員、社会福祉関係職員、私立学校職員、私立病院医療職員など、非常に多くの労働者に影響を及ぼしています。

第28表は労務行政研究所が毎年刊行する「賃金決定のための物価と生計費資料」で、企業に賃金設定で参考するという標準生計費の説明が出ています。そういうことをふまえるといろいろなところに標準生計費は使われ

ています。

ただ、この標準生計費が賃金設定に使われていても、これにどういう問題があり、発表されている数字について検討されているのでしょうか。この標準生計費はとても影響力のある数字ですが、算出の仕方に問題があり、これが変れば日本全体の賃金も変わることが想定されます。

1つの社会的な賃金闘争をふまえると、低い標準生計費の算出仕方を検討し、自治労連として取り組みを強める必要があると思います。標準生計費は社会全体の賃金、暮らしに影響及ぼす制度のもと、そこにどう力を及ぼすのか。これからの労働運動の課題としてお話をしていきます。

自治労連 2022 年国民春闘方針（素案）より

自治労連 2022 年国民春闘方針（素案）の最初に、「コロナ危機により、大企業と富裕層の利益を優先して社会保障や公務公共を縮小する新自由主義政策が、国民のいのちと暮らしを守れない脆弱な社会をつくってきたことが明らかになりました」と書かれています。

生計費調査を行った立場から言えば、昨年、緊急事態宣言後、コロナ禍により短期間で多くの人たちがどうして生活困窮に追い込まれてしまったのか？すべての人に健康で文化的な最低限の生活、普通の生活を保障してこなかったからと言える。平生より普通の生活がすべての人に保障されていれば、“溜め”により、ある程度は持ちこたえられたはずです。

“溜め”というのは年越し派遣村の村長をやった湯浅誠氏が貧困とは何かということを説明するときに使っていた概念です。バッファ、バリアという考え方で、貯金がある、

人の助けを得られるなど、何か困ったときに助けてもらえる、自分で使えるものがあることを“溜め”と呼んでいます。その“溜め”がなくなるのが貧困だという考え方です。私たちは“溜め”があるから頑張れるのであり、もともと“溜め”がない方もおられます。

湯浅氏は「収入や貯蓄といった金銭的なものに留まらず、肉体的・精神的に健康な状態、家族、親戚、近所の住民や仕事仲間といった身近な人間関係、社会的に通用する資格や技能、労働組合への加入等による抵抗力、社会的なセーフティネット、各種保険、趣味などの生きがいなど」を含めて“溜め”と位置付けています。

この“溜め”がない人たちがたくさんいるなかで、昨年のコロナ禍で生活困窮に陥る人がたくさん出てきたと見ています。

最低生計費試算では持ち物財一つひとつの費用を月当りに換算して計上する

生計費調査はマーケット・バスケット方式で、一つひとつに家にある持ち物、普段の行動に費用を月当りに換算して計上しているものです。

家事用耐久財である電子レンジ、自動炊飯器、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、電気ポットの市場価格を調査し、国税庁の減価償却する年数で割り、それを12で割り月当たりの価格を出し、それを足したものが税込みで1,032円です。

ただ、家事用耐久財は毎月使うわけではありませんから、買い替えのためにストックしておく必要がある金額です。ストックができず日々の運転資金だけで生活しているから収入がなくなると生活が立ち行かなくなります。

“溜め”をつくるにはお金がかかる

恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回（月に4回）程度とし、その余暇費用として月8,000円、見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、年間36,000円、年間に2回結婚式に参加するものとして、その費用は年間60,000円、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月2,200円（月収の1%を目安）を設定しています。

“溜め”のある生活とは普通の生活で、それ以上は切りつめたり小さくしたりできないという限界（minimum）で、一番下ではありません。最低という言葉がつくとどうしてもギリギリ、かつかつ、限度ととられますが、普通の生活をすると捉えます。それをおさえた上で、「最低賃金」（＝minimum wage ミニマム・ウェッジ）・「最低生計費」（＝minimum living cost ミニマム・リビング・コスト＝普通、あたりまえ）について発信をしています。

最低限のルールが確立されていない日本

- ①最低限の所得保障生活保護・最低賃金・最低保障年金・傷病手当金・失業給付・課税最低限・保険料免除制度・就学援助制度・児童手当・児童扶養手当など、現金給付する制度です。
- ②人的・物的なサービス保障、児童・老人・障害者などの社会福祉分野
- ③公共的な生活基盤、住宅・教育・医療・電気・ガス・水道・交通・通信・図書館・公園・スポーツ娯楽施設などのインフラ
- ④公正なルールや雇用対策、労働時間規制・

安全衛生規制・解雇規制・同一労働同一賃金・公的職業訓練・公的就労事業など

- ⑤平和な社会をめざした人権保障人種差別・性差別・階級差別をなくしていくこと

生計費調査を行っている佛教大学の金澤先生は、最低限を①～⑤のルールが確立されていることで普通の生活が保障されるととらえられます。

日本の場合、最低限のルールがない、あるいは機能していないもと、日本はひとつのミスで転げると一番底まで落ちてしまうすべり台社会と言われます。今回のコロナ禍で失業したというトラブルが起こるとまさに生活困窮に追い込まれる状況になりました。最低限ルールが機能している普通の社会であれば、生活困窮とまで追い込まれないはずで

最後のセーフティネット（救貧の制度）で生活保護制度がありますが、捕捉率が2割と言われています。

失業したときのセーフティネット（防貧の制度）が雇用保険、年金、医療保険という社会保険制度です。

最初のセーフティネットは雇用と賃金による保障であります。働いて賃金を稼ぎ生活ができることで貧困を防ぐことができ、最も重要なセーフティネットは雇用だと思います。この雇用が新自由主義的な政策のもと崩壊しています。最も包括的なセーフティネットが雇用であり、今回のコロナ禍のもと、女性や非正規労働者などの弱い立場がより一層明らかになりました。

第1のセーフティネットの雇用、第2のセーフティネットの社会保険、生活福祉資金、求職者支援制度、生活困窮者支援制度など、そして最後のセーフティネットの生活保護制

度を機能していくことが求められます。

くらしを守る賃金と社会的制度をつくろう

- ①大幅賃上げで、コロナ危機からくらしを守れる賃金制度をつくろう
- ②すべての人のくらしを守る社会制度をつくろう
- ③雇用の大幅創設で、地域経済を立て直そう
賃金と社会保障の組み合わせでくらしが成り立つ社会であることが重要と考えます。

世帯主収入は実質的には低下している (総務省「家計調査」)

2012年、安倍政権下で世帯収入は上がっているように見えます。ただし物価の変動等を加味すると実質的世帯主収入は減少し、それを補うために配偶者が働きカバーしている状況があります。

最低生計費調査から見ると、どれくらいが普通の生活から遠ざかっているのか、ということですが。

全労連地方組織の協力で2015年から継続的に実施されているマーケット・バスケット方式による生計費試算はこれまでに4万世帯を超えるデータを集約しています。この結果からの推計で5割～6割が最低生計費に満たない水準で生活していることが明らかになっています。

2016年総務省「就業構造基本調査」から、大分の25歳単身の男性が税込258,814円、女性が税込264,085円となっています。大分県で年間300未満世帯

都道府県名	大分県	
自治体名	大分市	
性別	男性	女性
最賃ランク	D	
消費支出	187,077	191,848
食費	42,755	35,785
住居費	39,000	39,000
水道・光熱	7,560	7,877
家具・家事用品	4,226	5,394
被服・履物	4,478	8,896
保健医療	2,248	3,574
交通・通信	36,302	36,142
教養・娯楽	26,635	26,635
その他	23,873	28,545
非消費支出	53,037	53,037
予備費	18,700	19,200
最低生計費(月額)	205,777	211,048
税抜	258,814	264,085
税込	258,814	264,085
年額(税込)	3,105,768	3,169,020
月150時間換算	1,725	1,761
2020年最低賃金額	792	

は53.4%、200万円未満世帯34.3%で、半分の若年者が300万未満世帯であり、全国的にも同じような傾向があると想定されます。

2019年京都市の調査は、30代の4人家族、普通の生活に月48万円必要ということが話題になりました。資料には30代、40代、50代の子育て世代に必要な生計費が出ています。この調査は全国各地で行っています。東京は少し高めですが、30代の場合、大体500万円

生計費結果	京都市	京都市	京都市
	30代夫婦と子ども2人 (幼児・小学生)	40代夫婦と子ども2人 (中学生・小学生)	50代夫婦と子ども2人 (大学生・高校生)
居住面積(賃貸)	42.5㎡	47.5㎡	50㎡
A消費支出(1~10)	381,075	420,094	553,834
1食費	112,881	128,228	138,407
2住居費	63,542	67,708	69,792
3光熱・水道	18,636	19,405	19,830
4家具・家事用品	11,520	13,200	13,544
5被服・履物	13,095	13,538	17,413
6保健医療	8,440	11,857	12,003
7交通・通信	53,185	53,707	65,847
8教育	28,097	38,875	127,847
9教養娯楽	26,192	26,702	28,879
10その他	45,487	46,874	60,272
B非消費支出	67,738	87,729	98,402
C予備費	38,100	42,000	55,300
最低生計費(税抜き)A+C	419,175	462,094	609,134
D同上(税込み)A+B+C	486,913	549,823	707,536
同上(税込み)D×1.2	5,842,956	6,597,876	8,490,432

後半から600万円の間が数字として出ていますが、40代、50代もほぼ横並びの状況です。

2019年の国民生活費基礎調査で、児童のいる世帯数、世帯主の年齢、所得金額別分布に、生計費調査をそのまま落とし込むと、30代は未満率48.1%、40代は未満率50.1%、若年単身と同様に半分ぐらいの層が生計費未満で生活をしている人たちがいます。50代は大学生1人いるという設定では、未満率58.1%と高くなり、普通の生活ができずに何かしら我慢をしている、あるいは奨学金を借りていると想定されます。

普通の生活を取り戻すためには最低限のルールを確立することが必要です。では、普通の生活を実現するために必要な費用(=最低生計費)を知らなければいけない。そのための最低生計費調査です。

普通の暮らしを実現するために必要な費用を知ることが根拠(エビデンス)となり、運動の確信につながり、社会に共感を広げることにもつながっています。

大分県労連の事務局長が「今年、大分県の生計費を出したことで、大分で普通の暮らしをするためには最低これだけが必要だ」という数字が出たことは要求の強い確信になる」と言われた。やはり根拠をつくることが運動を進めていく上で重要になることを改めて実感しました。

最低生計費試算までの流れは、マーケット・バスケット方式で生活実態調査と持ち物財調査のアンケート調査を行い、その後価格調査を行う。そして統計資料(食費、水道光熱費、住居費、教育費など)を行い、積み上げて出していくので、内容が具体的でわかりやすいので、出てきた数字が拡散していくとき

にとっても有効に働きます。また、食費は1人何キロカロリー必要という指標がありますが、服や旅行などは指標がなく、調査をもとに指標となるものを出します。

合意形成会議は、調査対象者を中心に集まり、何が必要なかを議論する場を設け、そうして出したのが最低生計費となります。

拡がる最低生計費調査の取り組み

2004年の「京都調査」に始まり、「首都圏調査」(2008年)や「東北地方調査」(2009年)をはじめ、愛知県や九州地方など各地で実施された一連の調査を佛教大学金澤誠一氏により行われました。

私は2010年を静岡での調査をきっかけに、2015年から17年にかけて、新潟、愛知、静岡、北海道、東北6県、広島、埼玉、大阪(堺市)、福岡で最低生計費調査の実施し、2018年は京都、山口、鹿児島、2019年に長崎、佐賀、東京、2020年は岡山、長野、茨城、沖縄、2021年は大分で結果を公表しました。現在は大阪、兵庫で取り組み中、さらに岐阜、高知は今秋からの取り組みが決定しています。

25歳単身の結果が北海道から沖縄まで、各地域で食費、住居費、水道光熱費、交際費を含め積み上げた最低生計費が出ています。

月150時間換算は、月額税込みの数字を月の労働時間150時間で換算した時給です。

※各地の生計費調査結果については、【資料】別添A~Eを参照

最低生計費調査が明らかにした最低賃金の2つの問題点

①「最低賃金は低すぎる」

930円×173.8h≒16万円

全国加重平均は930円を法定最長の労働時

2022年1月18日

生計費結果	札幌市	盛岡市	さいたま市	練馬区	静岡市	名古屋市	京都市	岡山市	
	30代夫婦と子ども2人（幼児・小学生）								
居住面積（賃貸）	42.5㎡								
A消費支出（1～10）	360,279	377,522	391,157	398,739	365,108	374,200	381,075	372,463	
1食費	103,494	103,017	108,192	112,558	100,787	101,184	112,881	108,589	
2住居費	45,000	43,000	57,292	98,958	51,000	52,000	63,542	51,042	
3光熱・水道	18,088	18,788	18,191	19,896	17,742	19,961	18,636	19,897	
4家具・家事用品	12,891	10,816	18,356	10,556	13,142	14,858	11,520	14,279	
5被服・履物	17,070	14,667	20,156	12,834	11,317	16,981	13,095	14,644	
6保健医療	7,687	7,393	8,706	6,447	7,396	9,593	8,440	4,329	
7文通・通信	54,688	58,166	38,210	31,058	60,503	59,447	53,185	67,668	
8教育	26,986	26,986	26,986	28,417	26,986	26,986	28,097	9,667	
9娯楽・交際	31,382	47,052	45,663	30,597	27,610	27,445	26,192	35,643	
10その他	42,993	47,637	49,405	47,418	48,625	45,745	45,487	46,705	
B非消費支出	64,671	54,461	68,807	101,754	68,480	68,756	67,738	70,488	
C予備費	36,000	37,700	39,100	39,800	36,500	37,400	38,100	37,200	
最低生計費（税抜き）A+C	396,279	415,222	430,257	438,539	401,608	411,600	419,175	409,663	
D同上（税込み） A+B+C	460,950	469,683	499,064	540,293	470,088	480,356	486,913	480,151	
同上（税込み） D×12	5,531,400	5,636,196	5,988,768	6,483,516	5,641,056	5,764,272	5,842,956	5,761,812	

間（173.8h）を1年間働き続けると月16万ぐらいです。年収200万円未満でまさにワーキングプア水準です。最低賃金でとても普通のくらしはできない。

地方では一人暮らしをしている若者が少なく親との同居が多い。その原因の一つに最低賃金が低すぎることがあります。

②「都道府県別に定められることに根拠がない」

東京都（1,013円）と最低の沖縄等（792円）で最大221円もの格差がある。これが地域間の経済格差につながっています。

10年前は1,500円を要求として掲げず、労働運動で掲げた最賃要求は全国一律にすることと大幅に引き上げること（時給1000円）を要求しました。ただ、このときになぜ一律なのか、なぜ大幅引上げ根拠となる材料が少なかったかと思えます。それが生計費調査で、数字が出ることで要求に確信と共感が生まれてきました。そして、人間らしく暮らすには少なくとも1,500円は必要だということが数値化されました。

ここ数年の最低生計費調査の結果から、25歳の若者が普通の生活を実現するためには月額24～26万円（税・社会保険料込）が必要であることが明らかです。働いて税金が払える、社会保険料が払えることは、社会に参加することを意味し重要なことです。

国の審議会が決めた最長所定内労働時間の月173.8だと、1,400～1,500円ほどとなるが出ています。所定労働時間はお正月、お盆休みなど長期休みはなく、1年間週40時間を働き続け、決して人間らしい働き方ではありません。

政府が目標としていた年1,800労働時間で換算すると、最低賃金1,600～1,700円となり、このことから最賃1,500円は高くなく通過点に過ぎないことをおさえておきます。

地域を元気にするためには全国一律の制度が必要

ここ数年の最低生計費調査の結果から、25歳の若者が普通の暮らしをするためには全国どこでもほとんど変わらない生計費が必要で

2022年1月18日

あることが明らかです。

大都市は住居費が高いですが、公共交通機関が発達し交通費が低い。

一方、地方は1人1台の自動車が必需品となり交通費が高くなります。そのことを勘案すると都会の住居費は高いが交通費は安い、地方は住居費が安いが交通費が高いという関係で相殺される関係にあります。他の物については物流が発達した現代では、モノ・サービスの価格に差はありません。それらをふまえるとトータルの生計費に差がないことが調査で明らかになってきたところです。

	25歳男性	25歳男性
	東京都北区	沖縄県那覇市
消費支出	179,804	179,439
食費	44,361	41,266
住居費	57,292	36,458
光熱・水道	6,955	8,764
家具・家事用品	2,540	3,826
被服・履物	6,806	5,021
保健医療	1,009	1,142
交通・通信	12,075	33,794
教養娯楽	25,577	25,620
その他	23,189	23,548
非消費支出	51,938	48,977
予備費	17,900	17,900
最低生計費	197,704	197,339
税込み月額	249,642	246,316
税込み年額	2,995,704	2,955,792
最低賃金額（2020年）	1013円	792円

最低賃金額が一番高い東京と一番低い沖縄の最低生計費を比較すると最低生計費に差がありません。住居費は東京 57,292 円、沖縄は 36,458 円となっていますが、交通・通信を見ると東京は 12,075 円、沖縄は 33,794 円で、最低生計費に差がなくなることがわかります。

このように最低生計費調査は、現行の最賃制度に対して、根拠にもとづいて問題点を指摘し続けています。

コロナ禍は、この問題点の指摘に対して、より強い説得力を与えています。休業するとたちまちに生活困窮に陥る女性や非正規がいることは、普通の生活が普段から保障されて

いないことに他ならない。また、最賃に近い金額のエッセンシャルワーカーに対しては、働きに報いていないと言えます。

地域別の最賃の格差により、高いところに人が集中し密をつくりだし、感染拡大につながり、暮らしやすさを奪っています。

この数年、最賃の運動は高まりを見せ、2019年では選挙の争点にまでなりましたが、コロナ禍は制度改革を求める運動に困難をもたらした運動が停滞した状況があります。

20年最賃改定について

中央最賃審議会は目安額を示さず事実上の「凍結」となりました。その影響力として中小企業団体が出した「コロナ禍では、最賃をとて引き上げられない」という要望書です。この状況下で最賃は引き上げられないという世論が形成され、運動の停滞へとつながりました。

この中小企業団体の要望書は、20年4月に日本商工会議所など中小企業3団体が「最低賃金に関する要望～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～」を公表しました。

①『『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す』という政府方針は、「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。

②リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく納得感のある水準を決定す

ること。

③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を賃上げできる環境を整備すること。

「エッセンシャルワーカーに報いて」

強制力のある最低賃金の引き上げを政策的に用いるべきではないという文言は、最低賃金の役割を捻じ曲げていると言えます。最低賃金はそもそも強制的に賃金を上げ、分配していく政策であり、それ自体を否定していることとなりますが、このような要望が昨年はかなり影響力を及ぼしました。

その中で、全労連は20年7月厚労省記者会見で「エッセンシャルワーカーに報いて！」ということを訴えました。

緊急事態宣言下でも休業できなかった医療・介護、流通、飲食などの社会を支えている労働者は最賃に近い賃金で働いているとの訴えは、逆風の中でも社会に共感を生み出すことができた重要な取り組みだったと思います。

21年最賃改定について

中央最賃審議会は全国一律28円引き上げを答申しましたが、これは20年の“凍結”は誤りであったこと意味しています。

また、この引き上げの背景として経済財政諮問会議の議論で、最賃は雇用を減らさないことのエビデンスが示され、上げなければいけない議論につながったと思います。

「最低賃金引上げの中小企業の従業員数・付加価値額・労働生産性への影響に関する分析」

内閣府経済社会総合研究所特別研究員で内閣府政策統括官付参事官でもある務川慧氏ら3名が提出しました。

2020年6月にまとめた資料には、米国のD・カードとA・クルーガーによる最低賃金に関しての有名な研究を取り上げています。この研究は、ファーストフード店の雇用の変化を、最低賃金が引き上げられなかった州と引き上げた州とを比較分析し、引き上げられた州で雇用が増加していることを実証したものです。D・カード教授はこの研究で今年ノーベル経済学賞をとられました。

近年の最賃引き上げが中小企業の雇用、付加価値額、労働生産性に与える影響について、地域別・業種別パネルデータを活用した独自の分析を行っています。結論は、最低賃金水準が中高位の地域では最低賃金引き上げによる雇用の増減は確認されなかったし、最も低いDランクの地域では最低賃金を上げると雇用が有意に増加したという根拠を示しました。

「骨太の方針2021」賃上げを通じた経済の底上げ

「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。諸外国で賃上げをしてきたことを参考にし、目標を達成することを述べています。

最低賃金制度は政策的に賃金に介入できる唯一の制度で、所得分配策という面が強くなります。

地方の最低賃金審議会・会長の藤田先生の論文に「使用者委員から『賃金は労使間で決定されるものなのに、国が賃金額を決めて押しつけるのはおかしい』という発言があった。この意見に明確に反論できなければ、審議は無意味になりかねない」と書かれています。

つまり、最低賃金とはどういうものなのかを説明しないとイケない。国が押し付けるものだととらえられると最低賃金のそもそもの意味がなくなってしまう。最低賃金もつ制度の役割、機能をしっかりと説明する必要性を求められ、まさにその通りだと思います。

今、分配と成長ということが言われていますが、その分配に最低賃金の引き上げが大きな役割を果たすことから、来年の参議院選挙でも最低賃金が争点となると想定され、引き続き運動はとめてはいけないと思います。諸外国では、日本とは違いコロナ禍だからこそ最低賃金は引き上げています。

最低賃金を引き上げの有効性

1つは多くの労働者に普通の(“溜め”ある)生活を保障する。最低賃金の水準で生活している労働者が急増していることから、全国一律1,500円に引き上げることで、誰でもどこでも普通の生活ができる条件が整います。8時間働けば普通の生活ができることは人権の保障です。逆に8時間働いても普通の生活ができないことは、人権が侵害されているということです。

全国1時間あたり所定内給与額階級別労働者数の分布(2007年)

2007年に法改正され、最低賃金が上がり始めた年の賃金構造基本統計調査特別集計のグ

ラフで、500円～1,500円の時給換算で、10円刻みで一般・短時間労働者を合せた労働者数です。**【資料】別添F、G**

2007年の加重平均はここで(資料Fの赤ライン部分)、それが2020年加重平均はここにくる(資料Gの赤ライン部分)。これが1つの堤防となり、最低賃金2割増未満、4人に1人が最低賃金付近で働いています。

2007年法改定から2020年を見ると最低賃金付近で働いている人の数が変わったことがわかります。

それを短時間労働者と一般労働者を分けてみると、一般労働者は最低賃金の位置が目立たないし、むしろ1,500円付近に山があり、最低賃金の影響力は少ないと思います。

短時間労働者の場合、地域ごとに堤防ができ、最低賃金の周辺に集まってくるが見え、最低賃金が短時間労働者・非正規労働者には張り付いている人が多く、地域別に分断されていることがわかります。

最賃を引き上げることの有効性②

最賃を引き上げることの有効性の2つ目は地域経済を活性化させることができます。

最賃を大幅(1500円)に引き上げることで、経済波及効果が期待できます。これに中小零細企業や全国チェーン展開する大企業など根強い抵抗層がありますが、そこに対する説得材料になりうると言えます。特に中小零細企業に引き上げは経済波及効果につながることは説得材料となると思います。

経済波及効果は愛知、山口、大阪、三重、静岡等で調査が行われています。そこを参考にして、試算方法=1500円未満の労働者数×1年間の賃金引き上げ額×労働時間で賃金増加額を計算し、それがどれだけ消費にまわる

のかという家計消費支出増加額を出します。それを産業連関表ソフトに入力し、経済波及効果を試算しました。

最低賃金を全国一律 1,500 円に引き上げ

静岡県の調査では 1,500 円未満で働いている人が 2 人に 1 人でした。最低賃金を 1,500 円に引き上げたときの波及効果は、県内生産誘発額が 3,200 億円、付加価値誘発額が 1,900 億円、雇用誘発人数が 25,000 人、県外から全国への経済波及効果全国生産誘発額は約倍の 7,100 億円、国と地方の税収増も 370 億円となります。

このように最低賃金の引き上げによる経済波及効果を試算することが大きな説得材料になると思います。

最低生計費調査運動がもたらしている成果

長野で県民の読者が多い『信濃毎日新聞』に最低賃金では大幅に不足しているエビデンスが提供され、最低生計費調査について大々的に報道されました。

沖縄でも有力地方紙である『沖縄タイムズ』は「最低生計費調査を最賃引き上げに生かせ」ということを社説で紹介されました。

長野県生坂村では村議会議員のなり手不足解消があり、全国が生計費調査を根拠に議員報酬の引き上げが図られました。

北九州市の議会で、全国一律の最低賃金引き上げの意見書が採択されました。そこでも生計費調査の結果が、地域別の最低賃金を設ける要素となっている生計について、都市部と地方との間での大きさに差がないことが団体の調査により明らかになっているとき

れています。これも私たちがやっている生計費調査の結果が使われました。このようにいろいろなところで生計費調査の結果が使われている状況があります。

算定根拠がブラックボックス

人勧の標準生計費の算定根拠がかなりブラックボックスに覆われ、中がどうなっているのかしっかりとわかっていません。

表 A：標準生計費（令和 3 年 4 月）と表 B：標準生計費（平成 26 年 4 月）を比較したのですが、年によって異なり、大きなブレがあることが明白で批判材料になります。

【資料】別添 H

公契約条例における条例賃金の引き上げにつながる

条例賃金はどの自治体でも最低賃金を上回っており、最賃の底上げは条例賃金の引き上げにつながります。また、自治体職員の賃金も条例賃金に使われ、最賃と条例賃金、公務員賃金と民間賃金は、それぞれリンクし、相乗効果があることを改めて認識し、それぞれの運動をつなげていくことの必要であります。

国の制度を変えることも重要であります。地方から変えるという視点のもち、地方自治という身近な政治参加ルートを使う必要があります。

賃金を上げるための 2 つの方策

①個別の交渉で（個別の）賃金を上げるように要求する。

②社会的な運動で社会全体の賃金、たとえば、最低賃金や社会保障等を上げる要求する。

個別交渉による賃上げは限界があり、社会的な賃金闘争が重要になっている局面かと思

う。①②は車の両輪なので両方とも大事ですが、個別賃金交渉は運動をやっていると目に見えることが重要視されがちですが、やはり社会全体の賃金を引き上げることが重要で、それができる力は労働組合がもち、そこに力を注ぐことが必要かと思います。

社会保障を引き上げるということは、社会保障と賃金との組み合わせ、ヨーロッパ型のフラットな生活のできる社会をめざしていく。その結果、教育・医療・年金・住宅にそれほど賃金を回す必要がなくなり、今よりも暮らしやすいと考えられ、賃金依存からより脱却していくことが一つの課題かと思います。

賃金が高くなくても社会保障との組み合わせで普通に生活できる。そ社会のビジョンを労働組合が描くことが、自治労連が描くことが必要かと思います。

労働組合の役割は、団体交渉だけなのか（「自治労連がなぜ社会的な賃金闘争？」）

労働組合は組合費を払っている組合員のためにだけ活動することの限界があり、今の目の前の職場だけでは暮らしやすさは変わらないと思います。

やはり、すべての労働者のため、社会全体のために活動することが巡り巡って自分たちに返ってくるという視点で活動することが暮らし・社会づくりにつながっていくことになると思います。